

■ 長時間労働者に対する面接指導等に関する法改正のポイント ■

【ポイント1 労働時間の状況の把握】

会社は、労働安全衛生法の規定による面接指導を実施するため、タイムカードによる記録、パソコン等の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、全ての労働者の労働時間の状況を把握し、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存することになっています。

【ポイント2 労働者への労働時間に関する情報の通知】

会社は、時間外・休日労働時間の集計をし、1月当たり80時間を超えた労働者本人に対して、速やかに超えた時間に関する情報等通知しなければなりません。

※この通知については、管理監督者などを含めた全ての労働者に適用されます。“速やかに”とは概ね2週間程度とされています。また、通知内容の詳細は今後、公開される予定です。

【ポイント3 医師による面接指導の対象となる労働者の要件】

面接指導の対象となる労働者の要件を、時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者に拡大されました。（改正前は「80時間」ではなく、「100時間」でした）

※面接指導は、この要件に該当する労働者からの申出により行います。

★あおばのコメント★

今回の法改正では、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理が強化されています。

また労働時間の状況の把握は、これまでは主に割増賃金の未払いの防止に着目して行うこととされていたため、管理監督者などは対象外とされていました。しかし、2019年4月からは、労働者の健康確保措置を適切に実施するためのものと位置付けられ、管理監督者なども対象とされます。



2019年

4
April

御社の組織活力・生産性UPを促進する

あおば新聞

編集長：三芳 大介 局長：田島 智 社主：阿久津 涉

No165



■ 法律情報 ■

＜雇用保険料率＞ *2018年度から変更はありません。

- 一般の事業・・・0.9%（労働者負担0.3%/会社負担0.6%）
- 農林水産・清酒製造の事業・・・1.1%（労働者負担0.4%/会社負担0.7%）
- 建設の事業・・・1.2%（労働者負担0.4%/会社負担0.8%）

■ お知らせコーナー ■

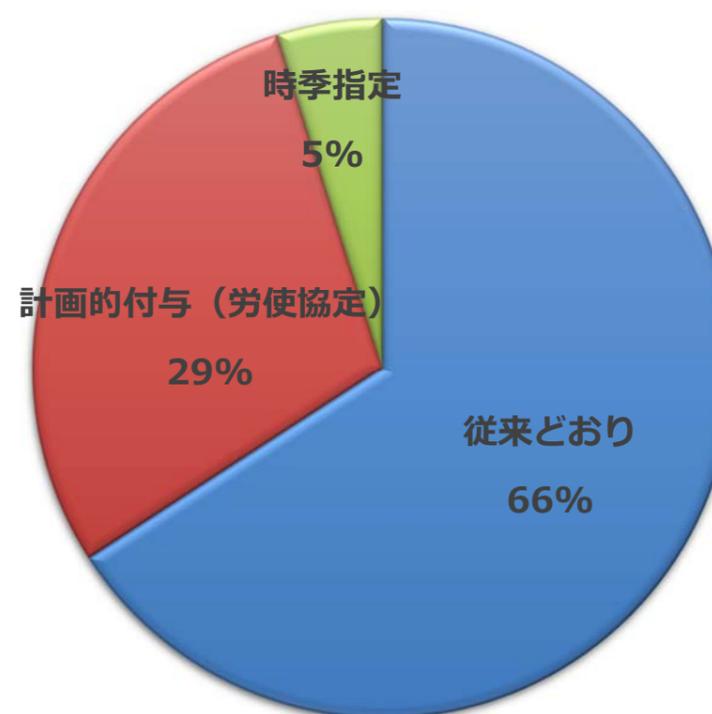
＜気軽に労務の窓口＞

あおば事務所に来所いただき、気軽にお茶など飲みながらお話しませんか？普段、多くの人事労務に関するご相談をお電話等でいただいておりますが、相談内容に関わらずもっと気軽にあおば事務所を利用いただきたいと思います。ご希望の方はお気軽に連絡いただき、ご来所いただければと思います。

＜社会保険加入の顧問先様＞

社会保険の随時改定（いわゆる月変）…基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

■ 年次有給休暇5日付与アンケート集計結果 ■



アンケートを送付いただいた顧問先様、またご相談等でお電話などいただいた顧問先様、ありがとうございました。

法改正の今年は、ひとまず付与について『従来どおり』とし、管理方法をあらためて整えるとした顧問先が多い印象を受けました。

『従来どおり』の中には、これまでの実績では5日取得できていない会社様もいらっしゃるようですが、あらためて有給休暇を取得するよう会社側から従業員に働きかける方法をとるといった回答も含まれています。